

官報

号外

平成十年十月七日

○第百四十三回 参議院會議録第十四号

平成十年十月七日(水曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十四号

平成十年十月七日

正午開議

- 第一 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(衆議院送付)
- 第二 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(衆議院送付)
- 第三 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)(衆議院送付)
- 第四 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))(衆議院送付)
- 第五 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林業労働組合関係(基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員))(衆議院送付)
- 第六 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係(定員内職員))(衆議院送付)
- 第七 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本

林業労働組合関係(基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員)(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求め、必要の財源の確保に係る特別措置に關する法律案(趣旨説明)
- 一、日程第一より日程第七まで
- 一、会期延長の件

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求め、必要の財源の確保に係る特別措置に關する法律案、以上六件について提出者から

順次説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。川崎運輸大臣。

(國務大臣川崎二郎君登壇、拍手)

○國務大臣(川崎二郎君) 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

日本国有鉄道清算事業団が抱える国鉄長期債務等の額は、平成十年度当初には約二十八兆円に達しており、日本国有鉄道清算事業団の資産の売却収入等によって、毎年の金利及び年金等の負担を賄いつつ債務の償還等を行うという従来の処理スキームはもはや破綻しております。したがって、国鉄長期債務等の本格的処理を早期に実施することは緊急の課題となっております。

このため、政府におきましては、一昨年十二月の閣議決定において、平成十年度より国鉄長期債務等の本格的処理を実施することとし、平成九年中にその具体的処理方策の成案を得る旨を定めたとところであります。そして昨年十二月の閣議決定において、政府・与党の財政構造改革会議において決定された具体的処理方策に基づき、平成十年度より国鉄長期債務等の処理の実現を図ることを定めたところであります。

本法律案は、このように日本国有鉄道清算事業団における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となつてゐる事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となつてゐることにかんがみ、政府による日本国有鉄道清算事業団の債務の承継その他日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理のために必要な措置を定めるものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、平成十年十一月一日に日本国有鉄道清算事業団の有利子債務を一般会計において

承継することとし、このうち政府の貸付金及び引受債については、平成十年度末までに償還を行うこととしております。

第二に、政府は、日本国有鉄道清算事業団の政府に対する無利子債務を免除することとしております。

第三に、国鉄改革により日本国有鉄道清算事業団の負担とされた恩給及び年金追加費用は、日本鉄道建設公団が負担することとし、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため日本国有鉄道清算事業団の負担とされた移換金負担については、国鉄改革によりJR等の社員となつた者の分はJR等が、その他の者の分は日本鉄道建設公団が負担することとしております。

第四に、日本鉄道建設公団は、特例業務として、日本鉄道建設公団が負担することとされた年金追加費用等の支払い、その支払いのため日本国有鉄道清算事業団から承継する資産の処分等の業務を行うこととしております。

第五に、日本国有鉄道清算事業団は平成十年十月一日に解散することとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして次のとおり修正が行われております。

第一に、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため日本国有鉄道清算事業団の負担とされた移換金負担については、国鉄改革によりJR等の社員となつた者の分の二分の一に相当する額はJR等が、それ以外の額は日本鉄道建設公団が負担することと改めることとされております。

第二に、本法律案の施行日を、平成十年十一月一日から「公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めること等、本法律案の成立のおくれに伴い必要な修正を行うこととされております。

以上が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

〔國務大臣中川昭二君登壇、拍手〕

森林は、国土の保全等の公益的機能を有し、豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たしており、このような森林の機能に対する国民の要請も一層多様化、高度化しております。

このような状況を踏まえ、国有林野事業について抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにし、あわせて改革に必要な措置を講ずるとともに、森林の有する公益的機能を重視しつつ、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進するため、これらの法律案等を提出した次第でございます。

次に、これらの法律案等の主要内容について御説明申し上げます。

まず、国有林野事業の改革のための特別措置法案についてであります。

第二に、国有林野の管理経営の方針を、公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換すること、にも、国民の意見を反映した管理経営の実施、民間事業者への業務委託の推進等を図ることとしております。

第二に、効率的な事業実施体制を整備するた

第三に、財務の健全化を図るため、約二兆八千億円の債務を一般会計に帰属させるとともに、残りの債務について五十年間で着実に処理することとしております。

続きまして、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案についてであります。

第一に、国有林野法を改正し、その題名を国有林野の管理経営に関する法律に改めるとともに、管理経営の目標を定めるほか、管理経営基本計画、地域管理経営計画及び国有林野について公衆の保健の用に供するための計画の策定、指定調査機関への調査業務の委託等に関する規定を整備することとしております。

第二に、国有林野事業特別会計法を改正し、国有林野事業を公益的機能の維持増進を基本としつつ運営することを目的に加えるとともに、一般会計からの繰り入れに関する規定の整備を行うこととしております。

第三に、農林水産省設置法を改正し、営林局を森林管理局に、営林署を森林管理署に再編することとしております。

続きまして、森林法等の一部を改正する法律案
についてであります。

第一に、間伐の適切な実施と覆層林施業等の公益的機能を重視した施業を推進するため、森林所有者が作成する森林施業計画について計画的な間伐の実施を認定要件に追加する等の改善を図ることとしております。

[illegible]

最後に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の

国有林野の管理経営を行う機関として、現在全国に九の営林局及び五の営林支局が設置されておりますが、今回、国有林野事業の抜本的改革を図るため、これを七つの森林管理局に再編することとし、管轄区域が拡大する東北森林管理局及び関東森林管理局をそれぞれ秋田市及び前橋市に設置することについて、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づく国会の御承認を求めようとするものであります。

なお、国有林野事業の改革のための特別措置法案及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案は、衆議院において一部修正されしておりますが、その概要は次のとおりであります。

まず、国有林野事業の改革のための特別措置法案につきましては、第一に、国有林野事業に係る職員数の適正化の目標等についての閣議決定の期限を集中改革期間の開始後一月以内に改めること、第二に、この法律の施行期日を公布の日とすることであります。

次に、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案につきましては、第一に、この法律の施行期日を公布の日とするともに、組の法律の施行期日を公布の日とするのと同時に、組の法律の施行期日を平成十一年三月三十一日とする規定の施行期日を平成十一年三月三十一日とする。第二に、この法律の施行後最月一日とすること、第三に、この法律の施行後最初に定める管理経営基本計画の計画期間を平成十一年一月一日から平成二十二年三月三十一日までとすることでありま。

以上、これら三法案及び国会承認を求めるの件につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。

よろしくお願いをいたします。(拍手)

○議長（斎藤十朗君） 宮澤大蔵大臣。

〔國務大臣宮澤喜二君登壇、拍手〕

の整備に関する法律案、森林の件及び一般会計における

○**國務大臣(倉澤一)** たいだいま議題となりまし
した一般会計における債務の承継等に伴い必要な財
源の確保に係る特別措置に関する法律案の趣旨を御
説明申し上げます。

我が國經濟社會を健全で活力あるものとし、安
心で豊かな福祉社會を実現していくためには、將
來世代に安易に負担を先送りすることは許されま
せん。このため、国鉄長期債務及び国有林野累積
債務の処理に本格的に取り組むことは喫緊の課題
であり、今般、抜本的な処理を行うこととしたと
ころであります。

本法律案は、その抜本的処理の一環として長期債務等を一般会計へ承継等することに伴い一般会計の負担が増加するため、一般会計の財源を補充する観点から、郵便貯金特別会計から一般会計への特別繰り入れ及びたばこ特別税の創設等の措置を定めるものであります。

以下その大要を申し上げます。

第一に、平成十年度から平成十四年度までの各年度において、郵便貯金特別会計から、二千億圓を限り、一般会計に繰り入れること等を規定しております。

第二に、税制上の措置として、平成十年十月一日からたばこ特別税を創設することとしております。

たばこ特別税は、課税物件を製造たばことし、課税標準を製造たばこの本数とし、税率は原則として千本当たり八百二十円としております。

第三に、たばこ特別税の収入は、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れること等を規定しております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしました。が、本法律案につきましては、衆議院において、施行日を公布の日とするのと、ただし、たゞこ特別税の施行期日については、平成十年十二月一日とすること等の修正が行われております。

以上、一般会計における債務の承継に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。
よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山下八洲夫君。

(山下八洲夫君登壇、拍手)

○山下八洲夫君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案を初めとする関係法律案につきまして、総理大臣並びに関係大臣に対し質問をいたします。

ただいまの御説明にもありましたとおり、国鉄清算事業団の債務は平成十年度首で二十七兆八千億円に達しております。この額は今年度一般会計予算の約三六％に上り、国でいえばスウェーデンの国民総生産に匹敵するくらい大きな金額であります。一体なぜ長期債務がこのような巨大な金額に膨れたのか、そしてその責任はどこに所在するのか、まずこういった点について伺います。

いろいろの原因の中で、私が特に強く強調したいのは、政府がこの旧国鉄長期債務問題を安易に先送りし、高利の財投資金投入に頼った点であります。この点については、これまで政府は責任を全く認めてこなかったものであります。

国鉄改革は、自主自立の経営に移行することを基本理念として断行され、経営者並びに職員の皆様の多大な努力により、経営の改善、サービスの向上など多くの成果を上げてまいりました。しかも、国鉄改革当時およそ十四兆五千億円の債務を継承したJR各社は、いまだに十二兆五千億円の長期債務を抱えております。このような状況でJR各社に対し、新しい負担を課するということは、昭和六十二年の国鉄改革の理念そのものに真っ向から反するものであると言わざるを得ません。

そして理論、哲学もなく、一千八百億円に衆議院で修正されましたが、その根拠である年金移換金の問題につきましては、法的に見ましてもある性質に欠けるものであります。

二年前の国会において厚生年金保険法等の改正が行われ、平成九年四月より日本鉄道共済年金の厚生年金への統合に伴い、移換金の不足額として清算事業団が七千七百億円、JR各社が千七百億円を負担いたしました。JR各社がこれで決着したと考えているのも当然であり、当時の国会でもJRにさらなる負担を求める可能性など全く議論されませんでした。したがって、今になって清算事業団の分をさらにJR各社へ支払えというのは朝令暮改そのものであり、これを法律的に強制することは憲法二十九条の財産権を侵害する疑いも濃厚であります。清算事業団の債務増加の責任を全くとらずに、債務負担を押しつけるやり方を認めるべきではありません。

政府は、年金統合の審議の際、何度も過去の閣議決定を引用し、移換金債務についても事業団の既存の債務と同様、最終的には国において処理をすると言っておられました。国において処理をするとは国が負担するという意味ではないかと詭弁を弄することなく、この長期債務処理法案から年金移換金のJR負担の部分を即刻削除するよう求めます。

さらに、JR負担の増加は、結局運賃の値上げという形で利用者に転嫁されることになります。地球温暖化問題などの地球環境問題で日本が国際的なリーダーシップを発揮しなければならぬときに、鉄道の競争力を弱める施策をとることが妥当であるとは思えません。政府の主張するモーダルシフトは単なる絵にかいたもちなのではないでしょうか。また、国鉄の赤字が増加した原因は、たゞ重なる運賃の値上げで利用者が増えたという教訓をどのように考えておられるのでしょうか。これらの点につきまして、総理並びに運輸大臣の明快な所見を求めます。

次に、債務承継財源確保法案について伺います。国鉄清算事業団の長期債務と国有林野の債務処理のために郵便貯金特別会計から毎年二千億円程度、合計一兆円、たゞこの特別税を新設し、毎年二千二百四十五億円程度を一般財源に繰り入れるところから財源を持つてくるといった手法は納得できるものではありません。一般会計の財源が不足するための措置だとおっしゃるかも知れませんが、それならばなぜ法案の第一条にわざわざ長期債務の問題に触れ、さらにたゞこの特別税について、その収入を一般会計を経ずして国債整理基金特別会計の歳入にするのですか。これは、たゞこの特別税が目的税であることを明示しているものとみなさざるを得ません。目的税であるならば、歳出と歳入の間には相当の関係がなければならぬのは当然であります。

同様なことは郵便貯金についても言えます。もし特別会計に余剰があるならば、それは預金者に還元されるか、あるいは郵便の新規事業の投資に回すのが本来の趣旨でありましょう。大蔵大臣に伺いたいと思います。余っているから持ってくる、あるいは取りやすいところから取るのであれば、なぜたゞこの税だけですか。酒税でも同じではありませんか。財政の公平性あるいは課税の公平性はどうか。この国鉄

清算事業団の長期債務処理法案は、どの角度から見ても大変無理の多い法案であります。次に、国有林野事業改革について伺います。まず、農水大臣に伺っておきたい問題があります。

営林署の森林管理への改組については、まさに現在審議中の農林水産省設置法の改正に伴って行われることが記されております。つまり、本法が成立しない限り実行に移されない営林署の統廃合計画を、同法案が成立しない段階で、しかもさきの参議院選挙投票日翌日の七月十三日、林野庁が抜き打ち的に発表を行うことは、立法府における論議を露骨に無視するものであり、断じて容認できません。政治的空白日をねらって公表するという林野庁のこのような手段に怒りの念を禁じ得ないものであります。まず、冒頭にこの問題について政府の責任ある見解を伺います。

次に、法案の内容について伺います。私がまず今回の政府案を見て感じましたことは、果たして政府は過去の政策の反省の上に立って、今回の法案を立案したのだろうかということでありました。

ことしの林業白書には、国有林野事業について、将来にわたって使命を果たしていくことが困難となるおそれがあると記されております。これは事実上の破綻宣言だと思えますが、なぜ、国有林野事業がこれほどの構造的赤字体質になったのか、その根本原因を取り除かない限り、事業の再建はあり得ないのではないのでしょうか。

昭和五十三年からスタートした改善計画も、専ら人員削減のみに終始しました。その結果、ピーク時には八万人を超えていた国有林野職員が、現在はわずか一万五千人までに削減されたのであります。しかし、この驚くべき要員削減の努力にもかかわらず、経営は改善されるところか、ますます悪化の度合いを深め、累積債務額は現在三兆八千億円にまで膨らんでいるのであります。

今回、政府は曲がりなりにも独立採算制の見直

平成十年十月七日 参議院會議録第十四号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法の改正に関する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるとの件及び一般会計における債務の承認等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律案(總論)

四

しを打ち出しているようですが、なぜ、制度見直しがこのまでおくれたのか、総理及び農水大臣にお伺いしておきます。

しかも改革案では、表面的には公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換をうたっていますが、国有林野の国有財産法上の位置づけは相変わらず企業用財産のままであり、そのため国有林野事業特別会計の性格も企業特別会計のままであります。しかも、林野庁みずからが破綻を認める国有林野事業会計に一兆円もの債務を残したまま事業を黒字に転換していかうというのが今回の政府案の内容であります。

林野庁は、事業再建に向けた向こう五十年間の長期見直しを策定しておりますが、これまで幾度となく改善計画を策定しては失敗を繰り返してきた林野庁を一体だれが信用できるというのでしょうか。しかも、一兆円の債務を引き継ぐことになる国有林野事業特別会計では、今後利子補給を受けない新たな借り入れも予想され、新たな累積債務が生まれる可能性も極めて高いのであります。

私は、今回の政府案は、巨大な債務を抱えたまま職員のリストラで事態を乗り切るという従来の政府の方針と体的には何ら変わらないと思えます。この点について、大蔵大臣及び農水大臣に答弁をお伺いします。

最後に、総理に申し上げたいことがあります。小淵総理とかけ何となく、オブジェ総理と解く、その心は飾り物というジョークが町では流れています。総理、まだ遅くはありません。あなたの決断力と迅速、スピーディーに、そして指導力を発揮して、本法案を政府みずから進んで撤回すべきであります。そのことが、総理、あなたのついに浮上せず型の支持率アップへの道であります。

総理の御見解を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)
○國務大臣(小淵恵三君) 山下八洲夫議員にお答えを申し上げます。

国鉄清算事業団の債務の増加とその責任についてのお尋ねでありました。

国鉄長期債務の処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づき、まずは資産の処分により進まなかったことは事実であり、一方、支出面では、改革後に新たに年金関係の負担を負ったものであり、この結果、債務が増加するに至ったものであり、遺憾であると思っております。

そして、この間の事業団の借り入れにつきましては、毎年の資金調達規模が巨額に及ぶことから、調達条件、貸付期間等を総合的に勘案して、毎年度においてできる限り有利な借り入れを行うよう努力してきたところであります。

政府といたしましては、これまで約一兆六千億円に及ぶ国庫補助金の交付や一般会計による事業団の有利子債務の承継など、その時々情勢の中で、国鉄長期債務の処理のためにできる限りの措置を講じてきたところであります。

国鉄改革の理念についてのお尋ねでありました。厚生年金移換金は、国鉄改革では予定されてはいない負担であり、また、その処理を行う場合には、最終的にだれが負担することが一般国民との関係で最も合理的であるかを判断する必要があると考えております。

JR社員分の厚生年金移換金は、JRの社員の年金給付のための費用であることからすれば、JRの負担とすることが合理的であり、こうした特定企業の社員の福利厚生のための負担をすべて一般国民の負担とすることは不適当であると判断した次第であります。

国鉄改革は、このようにJRの負担とすることが合理的なものであります。一般国民の負担とすることとしたものではないと考えております。

平成八年度における厚生年金移換金の取り扱いにつきましてはありますが、国鉄清算事業団の債務の本格的処理に必要な財源措置は、国鉄改革以来の方針として、土地の処分等の見直しのおおよそつくと考えられる段階で検討、決定するとされるところであり、厚生年金移換金についても、平成八年には、将来事業団を廃止した場合に最終的にだれが負担するかは定められておりません。

今回、事業団の債務の本格的処理に当たり、政府としては、JR社員分についてはこうした特定企業の社員の福利厚生のための負担をすべて一般国民の負担とするのではなく、事業主であるJRの負担とすることに合理性があると判断した次第であり、憲法が保障する財産権を侵害するものではないと認識をいたしております。

鉄道競争力等との関係についてのお尋ねがありました。JR社員分の厚生年金移換金は、年金に関する問題であり、JRの社員の年金給付のための費用であることからすれば、JRの負担とすることが合理的であり、こうした特定企業の社員の福利厚生のための負担をすべて一般国民の負担とすることとは不適当であると判断した次第であります。

鉄道の競争力、モーダルシフトの推進等の問題につきましては、こうした年金問題とは別途の見地から、鉄道政策として必要な措置を講じていくべきものと認識をいたしております。

次に、国有林野事業の制度見直しの件であります。これも、これまでの事業の効率化、一般会計繰り入れの拡充等の経営改善努力を尽くしてまいりました。しかし、木材価格の低迷等から財務状況が予想を上回って悪化し、従来の経営改善措置では国有林野事業の使命を果たせなくなるおそれが大きいと考えられたことから、独立採算制の廃止などの抜本的改革を行うこととした次第であります。

国鉄債務処理法案、国有林野事業改革関連法案等の取り扱いについてのお尋ねでありました。国鉄長期債務の本格的処理及び国有林野事業の抜本的改革は、もはや先送りを許されない問題であります。

あり、緊急に実施すべき課題であります。加えて、現在この問題につきましても、法案が期限内に成立しないことに伴って、国鉄清算事業団等の債務償還等の支払いを確保するため資金運用部が日々のつなぎ資金を融通するという異例の事態を招いております。

政府としては、こうした切実な状況を御理解いただき、国鉄清算事業団の債務の処理及び国有林野事業の抜本的改革は、一刻も早く実施に移さなければならぬという、まさに国家的、国民的見地から、一日も早い法案の成立をお願い申し上げます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣川崎二郎君登壇、拍手)
○國務大臣(川崎二郎君) 御質問いただきました点は、すべて総理に対する質問と重複いたしましたので、総理からお答えいただいたとおりでございます。(拍手)

(國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)
○國務大臣(宮澤喜一君) 財源確保法案では、国鉄の長期債務等を一般会計に承継をいたしますが、それによりまして一般会計の負担がふえることとなります。その際、利払い費につきましても、財投からの借入金などの繰り上げ償還をいたしまして、まず金利負担を軽減いたします。その上で、一般会計の負担を軽減する財源を求めるという観点から、郵貯会計からの特別繰り入れ及びたばこ特別税の創設を行うこととしたものであります。

たばこの特別税は、そこで、目的税かというお尋ねでございます。

一般会計が債務を国鉄、林野から承継いたしますので、それが一般会計の債務に変わっておるわけでございますから、この財源は特定の事業の経費に充てられていくわけではございません。一般会計の財政問題への対処を理由とするものでござい

ます。

まして、歳出との間の受益負担関係を根拠にいたしておりませんので、そういう意味では従来の目的税というものの性格は異なっており、と思ひます。

また、たばこ特別税の創設は、国鉄、林野債務を一般会計に引き継ぐことによる財政赤字の拡大要因となることに對処するためでございますが、たばこを適宜したものは、一種の嗜好品であるというところ、あるいは最近の価格に占めるたばこ税の負担割合が低下しておりますので、それを回復する範囲で税負担をお願いするものであります。御理解をお願いいたしたく存じます。

それから、林野改革の方針についてお尋ねがありました。

今回の処理におきまして、三兆八千億円の債務のうち、現状において返済不能と思はれます一・八兆円を一般会計が承継をいたします。一兆円を国有林野特別会計において返済するをお願いすることにしているところでございますが、この一兆円の債務につきまして、林野会計で組織、要員の徹底した合理化等をお願いする、あるいは収入をふやしていただくという経営をお願いいたしていくことになりま。今回は利払い費が債務の増大を招くことのないように利子補給も一般会計からいたしてありますので、どうかこの特別会計においてこの一兆円の債務の負担をお願いをしたい、こう考えておるわけでございます。(拍手)

〔國務大臣中川昭一君登壇、拍手〕

○國務大臣(中川昭一君) お答え申し上げます。

営林署の森林管理署への再編についてのお尋ねでございますが、これは国有林野事業の抜本的改革の一環であり、関係地方公共団体の御意見も念頭に置きながらさまざまな観点から検討を行ったところであります。

その内容の公表は、一日も早い御審議と成立をお願いしている立場から、抜本的改革の姿の一環としてお示しをすることが適当であると考へ、具

体的な設置箇所について成案を得た七月十三日に行ったものであります。意図的に参議院選挙直後に公表したものではありませんことを御理解いただきたいと思います。

なお、森林管理署の設置は、法律案が成立した後、省令の制定等の手続を経て決定し、実施したいと考えておりますが、今後とも十分時間をかけて関係地方公共団体の御理解をいただくよう、最大限の努力をしております。それから、制度見直しがおくれたのはなぜかという御質問でございますが、先ほど総理が答弁されましたけれども補足をさせていただきます。

国有林野事業につきましては、昭和五十二年以降四度にわたり改善計画を策定し、これに基づき要員の削減、組織、機構の合理化、一般会計繰り入れの拡充等、できる限りの経営改善の努力を行ってきたところであります。こうした努力にもかかわらず、累積債務が三兆八千億に達する極めて厳しい財務状況となったのは、円高を基調とする為替相場の中で、外材輸入が増加したこと等により木材価格が長期にわたり低迷していること、戦中から高度成長期にかけて旺盛な木材需要にこたえて大量伐採が行われ、その後、植林した木がまだ若いということから、伐採可能な森林資源が少ないこと等によるものであります。

このままでは国有林野事業の使命を果たしていくことが困難となつていくことから、農林水産省といたしましては、国有林野は国民共通の財産であるとの認識に立って、独立採算制を前提とした企業特別会計の見直し等、国有林野事業の抜本的改革を行うこととしたところであります。

国有林野事業改革案についてのお尋ねであります。国有林野事業案につきましては、これまで要員の削減、組織、機構の合理化、一般会計への繰り入れ等の拡充等、できる限りの経営改善努力を行つてまいりました。しかし、木材価格の長期にわたる低迷等により累積債務が三兆八千億に達する厳しい財務状況にあり、このままでは国有林

野事業の使命を果たしていくことが困難となつております。

このため、組織、要員の合理化、縮減だけでは、国有林野の管理経営の公益的機能重視への転換、独立採算制を前提とした企業特別会計制度の見直し、累積債務約三兆八千億のうち約三兆八千億を一般会計に承継する等を内容とする本格的な処理を柱とした抜本的改革に全力を挙げて取り組み、国有林野事業の管理経営を図つてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 魚住裕一郎君。

(魚住裕一郎君登壇、拍手)

○魚住裕一郎君 私は、公明を代表いたしました。ただいま議題となりました日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案を初めとする五法案、一承認案件に対し、小淵総理並びに閣僚大臣に質問をいたします。

冒頭、まず問題とすべきなのは、JR各社への追加負担の問題であります。衆議院における修正でJR負担を半減せました。が、民営化した企業に政府の都合で新たな負担を課すということであり、行政改革のモデルと言われた国鉄改革に大きな傷をつけるものと言わざるを得ません。

そもそも、年金移換金に対するJR各社と清算事業団の負担区分は、平成八年の国会審議等を経て、JR各社一千六百八十三億円、国鉄清算事業団七千六百九十四億円の分担が決定しており、解決済みの問題であります。しかるに、平成八年三月八日の閣議決定の「最終的には国において処理する」との文言を利用して、これを本格的な処理のための財源・措置を将来検討、決定したにすぎないと一方的に解釈してJRに追加負担させること自体、国会軽視であり、朝令暮改と言つべきであります。

そして最大の問題は、財産権の保障をうたった

憲法第二十九条に抵触するおそれがあるということとあります。JR側も法案が成立すれば違憲訴訟を起こす構えであると報道されておりますが、当然のことと考えます。半額になったからといって違憲の疑いは払拭できません。

改正法案に盛り込まれた年金移換金のJRへの追加負担は全額削減すべきであります。総理のリーダーシップある見解を求めます。

次に、そもそも旧国鉄債務が結果的に膨らんだ原因、そして関係者の責任についてお聞きしたい。

国鉄長期債務償還は、事業団の土地と株式の売却益による返済というスキームであり、いわば右肩上がり経済が前提であり、時間との競争と言ふべきものであります。しかし、昭和六十二年十月の閣議決定により土地の売却が抑制、事業団にとって最大の収入源を絶たれたことになりました。事業団の収入が支出を下回る、そういう状態になったときには、閣議決定の責任として、少なくとも金利分を補てんする施策を講ずるべきではなかったのか。政府は国庫補助金を出してありますが、その補助金も、平成元年こそ六千億円であつたものが、その後減少を続け、平成九年には四百一億円であります。金利分を補てんするには余りにもお粗末であります。

また、債務処理を先送りして、事業収入の予定されていない事業団に対し、つなぎの運転資金として政府は高利の財政投融資を投入、それでは債務がふえるのは当然であります。政府として無利子資金を用意するとか、少なくとも財政投融資が低金利になったときに速やかに借りかえを認めるべきではなかったのか。

政治は結果責任であります。この結果を招いた政府・与党の責任は大きく、その責任は厳しく追及されなければなりません。総理並びに大蔵大臣の答弁をお願いいたします。

次に、財源問題についてお伺いをいたします。私がどう考えても納得いかないのは、たばこ特

平成十年十月七日 参議院会議録第十四号

日本国有林野事業の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の改正に関する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に当つて、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるとの件及び一般会計における債務の承認等に付し必要な財産の確保に係る特別措置に關する法律案(總論)

六

別税、郵便貯金特別会計からの特別繰り入れ等のスキームについてであります。喫煙者がどうして一箱二十円も値上げされて、長期債務、そして利払いの負担をしなければならぬのか。郵便貯金についても、この剰余金は預金者に還元するの筋であり、郵便貯金事業の中に使い道を見出すのが本来の趣旨ではないか。余っているから持つてくる、あるいは取りやすいところから取る、これでは全く納得できません。大蔵大臣並びに郵政大臣のわかりやすい説明を求めます。

また、年間四千億円の元本償還の財源については、当面は一般会計の歳入歳入両面で努力することと対応するのとあります。国有林野の累積債務の元本償還においても同じ方策を述べておりますが、それでは何も決まっていけないに等しく、増税によって国民負担がさらに増すおそれは十分にあり得る言わなければならない。どのような努力の具体策が検討されているのか、大蔵大臣にお伺いをいたします。

私は、財源問題については、縦割り行政を超えた発想で徹底的な歳出削減を実施する一方、道路特定財源などにも踏み込んで財源を確保すべきであると考へております。とかく批判の多い港湾関係事業も見直す必要があるかと考へます。総理並びに大蔵大臣の見解を承ります。

次に、国有林野関係法案についてお伺いをいたします。

まず、昭和五十三年から四次にわたって国有林野事業改善計画に沿って経営改善が試みられてまいりました。しかし、結果として三兆八千億円にまで債務が膨れ上がりました。これまでの政策に対する政府みずからの評価及び現状認識、さらに責任問題について、総理の御答弁をお願いいたします。

最後に、処理スキームについてお伺いをいたします。

今回の法案には、累積債務のうち、約一兆円について国有林野事業特別会計で五十年かけて償還

することとなっております。私は、このスキーム自体が本当に機能するかについて疑念を抱いております。丸太の販売価格一つとっても、今後の輸入材の動向、WTO協定による関税引き下げ等を勘案すれば、既に償還スキーム自体が現状から乖離しており、破綻することが容易に予測できます。このスキームの第二次的な破綻によって今以上の国民負担をふやすわけにはまいりません。

一方で、国有林の管理経営の基本方針は、木材生産機能から公益的機能重視へ転換するところとあります。この趣旨からは、必要な資金を全額一般会計から支出した方がよいのではないのか。今後、国有林野事業が受け持つ債務一兆円の返済のためだけに事業を続けるのだとすれば、基本方針とは合致せず、本末転倒と言つべきであります。即刻、事業部門は廃止すべきと考えますが、農水大臣の所見を伺い、質問を終わります。

（拍手）

（国務大臣小淵恵三君登壇、拍手）

○国務大臣（小淵恵三君） 魚住裕一郎議員にお答え申し上げます。

平成八年度における厚生年金移換金の取り扱い等についてお尋ねがありました。

国鉄清算事業団の債務の本格的処理に必要な財源・措置は、国鉄改革以来の方針として、土地の処分等の見通しのおおよそつくつと考へられる段階で検討、決定するとされたところであります。厚生年金移換金につきましても、平成八年には、将来事業団を廃止した場合に最終的にだれが負担するかは定められておりません。

今回の事業団の債務の本格的処理に当たりまして、政府といたしましては、JR社員分につきましても、こうした特定企業の社員の福利厚生のための負担をすべて一般国民の負担とするのではなく、事業主であるJRの負担とすることに合理性があると判断した次第でありまして、議員御指摘の憲法二十九条に關しまして、その憲法が保障する財産権を侵害するものでないことを認識をいたして

おります。

国鉄清算事業団の債務の増加とその責任についてであります。国鉄長期債務の処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づき、まずは資産の処分により全力を挙げて取り組んでまいりました。収入面では、土地売却の見合せ等から結果的に思いどおりに進まなかったことは確かに事実であり、一方、支出面では、改革後に新たな年金関係の負担を負ったこともありまして、この結果、債務が増加するに至ったものであり、遺憾であると認識しております。

政府としても、これまで、約一兆六千億に及ぶ国庫補助金の交付や一般会計による事業団の有利子債務の承継など、その時々の方針の中で国鉄長期債務の処理のため、できる限りの措置を講じてきたところであります。

財源問題についてお尋ねがありました。国鉄長期債務の処理は、将来世代に多額の負担を先送りすることの許されない課題であり、平成九年中に成案を得るとの累次の閣議決定に基づき、御指摘の道路特定財源や歳出全般の見直しを含むあらゆる選択肢について、財政構造改革会議におきまして検討が行われました。その結果、道路特定財源については、その目的等にかんがみ長期債務の処理に転用することは困難とされました。歳出の削減、郵貯特会からの特別繰り入れ、たばこ特別税、JR各社からの負担などのさまざまな財源が確保され、今般の処理が取りまとめられたものでございまして、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

国有林野事業の経営改善の評価及び責任問題等についてお尋ねがありました。

国有林野事業におきましては、組織、要員の合理化等による限り経営改善の努力を行ってきたところであります。しかしながら、木材価格の低迷等によりまして現在極めて厳しい財務状況となっており、その使命を十全に果たしていくためには、国民の理解を得ながら抜本的改革に全力で

取り組んでまいりたいと考えております。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

（国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手）

○国務大臣（宮澤喜一君） 国鉄債務がこのように増大した原因と責任について、ただいま総理が大体お答えになられました。が、やはり土地の売却ができなくなった、あるいは株式については上場基準の達成等々、どうも予定どおりいかなかった、そういう事情がございまして、また、支出面においては、いわゆる移換金等々、新しい負担を負うという発足当時には予測できない要因があったことは事実でございまして。

政府としても、これまで約一兆六千億円に及ぶ国庫補助金の交付等々、いろいろなことをやってきましたが、それでは十分ではありませんでした。いわば予測できなかった要因があったということとございまして、しかし、結果についての御批判は謙虚に受けとめなければならないと思っております。

それから、喫煙者の負担のことについてでございますが、先ほど申しましたように、一般会計が債務を承継することになりました。一般会計の財源の補完を図らなければならなかった。たばこは一種の嗜好品でありますし、景気動向に割合に売り上げが左右されず、また、価格に占めるたばこ税の負担割合が最近やや低下しておりますので、その範囲で税負担を求めるとしたわけでございますが、どうもこれをもっとわかりやすく言えという御質問で、わかりやすく申し上げるとすれば、一般会計の財源として愛煙家の方々に御協力をお願いいたしますと、こう申し上げることになるかと思ひます。

それから、今度の案に元本の償還について述べられていところが少ないというのは実はそのとおりでございます。一部、たばこ特別税の財源を充てるといふことは申しておりますけれども、実は元本につきましては非常に大きい金額でありま

す。

して、今の景気動向などから、その償還のための財源を増税に求めるというところは、どうも困難であるというふうにも考えました。したがって、一般会計のこれからの歳入面での努力によって対応するということも申し上げられなければならないことになっております。

総合償還制度のもとで、その債務の一環として、全体として六十年度で償還をするというものを申し上げる以上具体的に申し上げることができません。利払い費及び年金負担額が縮小してまいりますから、そういう意味で今よりは軽くなるということは申すことができると思えますけれども、今後の歳入面での努力の中で長いことかかって償還をするという以外に、ただいまのところ特別にこれだけの財源を設けるということとは困難であるというふうにも考えております。(拍手)

(国務大臣中川昭一君登壇、拍手)

○国務大臣(中川昭一君) 国有林野の債務償還に必要な資金は、全額一般会計から支出すべきではないかというお尋ねでございますが、今回の国有林野事業の債務処理策については、安易に国民の負担にゆだねることを避けるため、可能な限りの自助努力を行うこととし、林産物の販売収入等により返済可能な約一兆円の債務を国有林野事業特別会計で負担することとしております。その上で、返済不可能な約二・八兆円の債務については、一般会計に承継し、国民に御負担をお願いすることとしております。

約三兆八千億円の累積債務の償還に必要な資金のすべてを一般会計から支出することは、自助努力をせずに国民にツケ回しをするものであるとの批判を招き、適当ではないと考えております。債務返済のためだけの事業部門の廃止についてのお尋ねであります。伐採、造林等の森林施業は、適切に森林を維持し、国土保全等の公益的機能の発揮と木材の供給を行う上で不可欠であります。また、これに加えて、戦後造成してきた人工林が今後伐採適期を迎えることから、適切な

森林施業を継続して行うことが合理的であること、国有林野事業による林産物の供給も依然として重要であること等から、計画の着実な実行に全力を尽くして、伐採、造林等の事業を継続していくことが必要であると考えております。(拍手)

(国務大臣野田聖子君登壇、拍手)

○国務大臣(野田聖子君) 郵便貯金特別会計からの繰り入れについては、国家財政が非常事態であることにかんがみ、他の機関も協力するとの取り組みが行われる中、国の機関である郵便貯金としてもやむを得ず特例的に協力をすることとしたものであります。

なお、今般の措置をとるに当たっては、経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合に、郵便貯金特別会計に繰り入れることを含め、適切な措置を検討する旨の条項を設けております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 宮本岳志君。

(宮本岳志君登壇、拍手)

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案を初めとする六法案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

消費増税など九兆円の国民負担増は、国民の暮らしを直撃し、ますます深まる不況のもとで国民の間には、このままでは商売も生活も成り立たない、これ以上の負担はもう御免だとの声が満ちあふれています。このような中、本法案をめぐって今まさに問われているのは、六十年間の返済総額で約六兆円とも予想される巨額の債務を何ゆえに新たに国民に負担させるのかという問題であります。

十一年前、政府は国鉄の分割・民営化に当たって、旧国鉄の優良資産をただ同然でJRに引き継がせる一方、長期債務についてはその大半を国鉄清算事業団に負わせました。その結果、約二十五兆円だった長期債務は、十五兆円近い返済を行っ

てきたにもかかわらず、減るどころか逆に二十八兆円へと大きく膨らんだのであります。

清算事業団が利払いのために新たな借金を重ねるという悪循環に陥っているというのに、低利借りをかえを求めてきた我が党の主張に一切耳をかきず、借金を膨らむに任せてきた政府の責任は極めて重大です。総理の答弁を求めます。

政府案の最大の問題は、債務解決の根本的な展望を具体的に何一つ示さないまま、国民にすべてツケ回ししようということにあります。

第一に、元本返済の償還財源の裏づけが何らありません。政府の言う歳入歳出面での努力とは、結局、社会保障費など国民生活関連予算の削減と新税の導入や消費増税など新たな増税を意味するのではありませんか。今でさえ国民の間には悲鳴が上がっているというのに、これ以上の負担を国民に押しつけるつもりですか。

第二に、旧国鉄債務とは全く無関係な郵便貯金特別会計からの一兆円もの繰り入れや、たばこ特別税を創設するとしていることです。

そもそも郵便貯金の累積黒字は、低金利政策によつて庶民の貯金から吸い上げられてきたものであり、本来預金者に還元されるべきものであります。低金利のもとで老後の蓄えを日々すり減らし不安におびえているお年寄りなど、庶民の郵便貯金から一兆円も支出することや、たばこの値上げなど、全く道理のない不当な国民犠牲の押しつけではありませんか。総理並びに大蔵大臣の答弁を求めます。

一方、政府は、新幹線譲渡収入など、本来債務返済に充てるべき資金をJRや私鉄に対する無利子融資や整備新幹線の建設費に流用してきました。長期債務の利払いすらできていないというのに、他に流用するなどというのは全く言語道断であります。債務の抜本的解決のためには、これらを直ちに改め、長期債務返済に回すべきではないですか。答弁を求めます。

次に、JRに対し、長期債務について成分の負

担を求めることは当然であります。

JR本州三社が国鉄改革法に基づいて承継した債務は、政府の承継債務決定のルールに照らしても余りにも少な過ぎました。国鉄改革法審議の際、当時の橋本運輸大臣は、国民負担の軽減に配慮し、本州三社については、その承継し得る範囲内において長期債務を承継してもらおうと述べ、債務の額は営業収入の一定程度の利益が出ることを前提に決められました。ところが、実際の利益はその五倍から七倍に上る莫大なものでした。したがって、このルールに従うならば、JR本州三社に追加負担を求めるのは当然ではありませんか。明確な答弁を求めます。

さらに、その後もJR本州三社は土地売却などでも大もうけをしてきました。特に、国民にとって絶対に許せないことは、本来国民の共有財産である旧国鉄用地を鉄道事業に必要最小限ということとただ同然の帳簿価格で承継しながら、六千百万平米、実に東京ドームの一千三百倍もの土地を処分し、その売却額が一十七百億円にも上っていることでもあります。そもそも鉄道事業に必要でないなら、その土地は清算事業団に戻し、売却益は債務の返済に充てるのが当然ではありませんか。総理並びに運輸大臣の答弁を求めます。

次に、債務返済のために道路特定財源を活用するとともに、道路、港湾、空港などの特別会計を一元化した総合交通特別会計の確立に踏み出すこととであります。

小淵総理は、衆議院で、特定財源制度は受益者負担だから国民の理解を得るのは困難、こう答弁されましたが、しかし、道路特定財源の活用をとの主張は、衆議院の参考人質疑で元国鉄再建監理委員会代表代理の加藤寛参考人も賛意を表明されるなど、マスコミを初め国民的に広がっております。

現在、道路特定財源は六兆円に達しており、その中には特定財源でもない自動車重量税のように六千七百億円も道路財源に回されているものもあ

平成十年十月七日 参議院會議録第十四号

日本国有鉄道清算事業の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件及び一般会計における債務の承認等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に關する法律案(附屬明細書)

八

ります。今こそ、この道路特定財源を活用すべきではありませんか。総合交通特別会計に対する御見解とあわせて答弁を求めます。

次に、国有林問題です。

累積債務が三兆八千億円に至ったのは、国有林会計に独立採算制を押しつけたまま高金利の財投資金を投入し、一方で木材の輸入自由化、外材依存政策を進めた政府の責任であります。また、森林の過伐、乱伐とともに、改善計画のもとでの林野や土石の切り売りや職員の大規模削減で国有林が荒廃してきたのも、これら政府の誤った施策の結果であります。総理、今日の事態に至った政府の責任を明確にすべきです。

政府が提出した二法案は、国有木材生産から撤退し、民間委託を推進し、一方、営林署の大規模な統廃合、職員の大規模削減を行うものです。これは事実上、国有林野事業の機能を停止させ、森林を荒れたまま放置するものであります。日本の豊かな山林を守るといふなら、こうした措置をとるべきではないと考えますが、農林水産大臣の答弁を求めます。

また、国有林野事業特別会計は、今後とも企業的運営を前提に一兆円の債務を五十年で償還するとしています。しかし、将来の収支計算は極めて不確定なもので、このとおりになる保証はどこにもありません。一層、林野、土地の売却で国有林の荒廃に拍車がかかり、またもや借金依存になることは必至ではありませんか。答弁を求めます。

国民は、国有林を含め森林に対して、木材供給はもとより、水資源の涵養、地球温暖化防止など公益的機能の強化を求めています。その願いに逆行する今回の法案は、抜本的に見直す以外はない、このことを主張して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣小淵恵三君 宮本岳志議員にお答え申し上げます。

まず、国鉄清算事業団の債務の増加とその責任

についてでございますが、国鉄長期債務の処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づき、まずは資産の処分を全力を挙げて取り組んでまいりました。

収入面では、土地売却の見合わせ等から結果的に思いどおりに進まなかったことは事実でございます。一方、支出の面では改革後に新たな年金関係の負担を負ったこと等もあり、この結果、債務が増加するに至ったものであり、まことに遺憾であると認識しております。

そして、この間の事業団の借入れにつきましましては、毎年の資金調達規模が巨額に及びましたことから、調達条件、貸付期間等を総合的に勘案して各年度ごとにおいて有利な借入れを行うよう努力してきたところでございます。

政府といたしましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、約一兆六千億円に及ぶ国庫補助金の交付や一般会計による事業団の有利子債務の承継など、その時々情勢の中で国鉄長期債務の処理のためできる限りの措置を講じてきたところでございまして。

元本償還の財源についてのお尋ねであります。元本償還の財源につきましては、たばこ特別税の一部を充てるほか、当面は一般会計の歳入歳入面にわたる努力により対応することといたしております。

今回の処理方法は、財政構造改革会議の場におきまして、利払い費が新たな元本の増大とならないためのぎりぎりの措置として決定されたものであり、元本につきましましては、景気動向等からその償還のための十分な財源を具体的に手当てすることと困難とされたものであります。元本償還の方法につきましましては、現行の総合減債制度のもとで安定的に償還を行うこととして、全体として六十年で償還することといたしております。

さらに、中長期的な見通しとしては、利払い費及び年金負担金が縮小していくことに伴い確保される財源を充てることといたしております。

既設新幹線の譲渡収入についてであります。

当該収入の一部につきまして、平成三年の鉄道整備基金の設立に際し、国会における御審議を経まして、幹線鉄道の高速度化及び都市鉄道の整備という要請にこたえていく必要があること、整備新幹線が既設新幹線と一体となって幹線鉄道ネットワークを形成するものであること等を勘案し、これを整備新幹線等の建設財源に充てることとされたところであります。

経営好調なJR本州三社への追加負担についてのお尋ねがありました。

国鉄改革当時の債務につきましましては、JRは最大限の効率的経営を行うことを前提に、当面収支が均衡し、かつ将来にわたって事業等を健全かつ円滑に運営できる限度の長期債務を負担するとの考え方に基き、既に債務を負担したところであります。したがって、その後の経営状況を理由として当時の債務についてさらなる負担を求めることは、国鉄改革の趣旨に照らして適当ではないと認識をいたしております。

JRが承継した用地の売却についてであります。JR各社が旧国鉄から承継した土地の譲渡に際し、一定規模以上のものについて各社の適正かつ効果的な経営を阻害しないようJR会社法に基づき、運輸大臣の認可にかからしめております。

なお、JR各社の所有する土地は重要な経営資産となっており、これを長期債務の財源に充てる目的で国鉄清算事業団に譲渡させることは、JR各社の事業運営の自主性、健全性を阻害することとなり、適当でないと考えております。

総合交通特別会計と道路特定財源の活用についてのお尋ねがありました。

道路特定財源の活用につきましては、財政構造改革会議におきまして、特定財源グループを設けるなどしてさまざまな角度から検討されましたが、その目的等にかんがみ、国鉄長期債務処理に転用することは困難であるという結論になったものと承知をいたしております。

また、総合交通特別会計の設置につきましましては、前提となる財源につきましましては、前項申し上げましたような御議論があるほか、財源と国鉄債務処理という使途との関係から見て適当でないと考えております。

次に、国有林野の債務についてのお尋ねであります。国有林野の債務の累積は木材価格の低迷、伐採可能な森林資源の減少等に起因するものであります。木材の輸入自由化は、当時の旺盛な国内需要に対処するためにやむを得ない措置であり、また財投資金については、国有林野事業改善特別措置法等に基づき事業施設等に充てるため、長期安定的な資金として借り入れたものであります。

国有林野の過伐等の件であります。国有林野事業につきましましては、逼迫する木材供給に対処する等、それぞれの時代の要請にこたえたとともに、改善計画のもとで各般の努力を尽くし、その使命の達成に努めてきたところであります。

今後とも、国有林野は国民共通の財産であるとの認識に立ちまして、抜本的改革に全力を挙げて取り組み、国有林野の適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。

以上です。(拍手)

(国務大臣川崎二郎君登壇、拍手)

○国務大臣(川崎二郎君) JR本州三社へ追加負担を要求すべきである、こういう御意見でございました。

総理からもお答えがございましたところでございます。六十二年国鉄改革当時予想されていなかった共済年金から厚生年金への移換金、この負担について御議論いただいたものは守っており、六十二年改革当時の原則というものは守っていかねばならない、このように考えております。それから、土地の譲渡の問題でございまして、それ

ども、この問題も総理からお答えがございました。この土地の譲渡は、例えば地方自治体から土地収用法に基づいて売却をしてほしいと要請があったものであり、また例えば新幹線ができたが、したがって在来線を第三セクターに売却する、こうした売却益でございます。基本的にJRの方が好んで売却をしたという譲渡益ではございませんので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) このたびの処置につきましては、元本の償還はほとんど進んでいないではないかという御批判でございました。たばこ特別税の一部を充てるというぐらゐのことはございすが、基本的にはお説のとおりでございます。このたびの財源調達につきましては、いろいろ先ほどから御批判が多いことでありますけれども、それをもつてしましても、実は将来利払いが雪だるまになるのを防げるだけでございまして、新雪は払えますけれども根雪の処理はついておりません。したがって、総理が言われましたように、根雪の処理については六十年間歳入増の努力でするしかないんだということになっておりまして、残念でございますが、今根雪の部分の処理をするだけの財源調達ができないというのが現状でございます。

次に、たばこ特別税というふうなものはこの国鉄には無関係であるという部分につきましては、先ほどから愛煙家の御協力をお願い申し上げるというのをしきりに申し上げておるわけでございますが、郵貯につきましても、先ほど郵政大臣がお答えいただきましたように、積立金の状況あるいは郵貯事業の経営の健全性にも配慮いたしまして上で特別にお願いをいたしましたわけであります。それから、道路財源、道路特定財源をどうして使わないのかということは、実は財政構造改革会

議でもそのような有力な意見がございました。しかし強力な反対もございまして、従来のこの道路特定財源についての長い間の慣例等々からいたしますと、これを国鉄の長期債務の処理に転用することはしよせん困難であるということになりました。

総合交通特別会計を考えてはどうかということ、今の問題としてはその前提となる財源につきましてそういう問題がございまして、国鉄債務処理という一つの関係から見まして、どうも現実性がないと考えております。ただ、将来の問題として、こういう総合特別会計が必要ではないかということにつきましては、そういう有力な意見もございまして、将来の問題としては考える可能性はあるかと考えますが、今の問題にはどうも役に立たないというのが現実でございます。(拍手)

〔国務大臣中川昭一君登壇、拍手〕

○国務大臣(中川昭一君) 国有林野改革二法案についてのお尋ねであります。これらによる国有林野事業の抜本的改革におきましては、国有林野事業の管理経営を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換いたします。しかし、これは八割程度を公益的機能ということで、二割は生産機能を維持する、さらには公益林の中から生産活動が必然的に生まれてくるわけでありますから、撤退ということとは当たらないと考えております。

また、国の業務は保全管理、森林計画等に限定し、造林、伐採等の事業の実施は全面的に民間に委託します。あわせて組織、要員についても徹底的な合理化縮減を図るところでありますけれども、これによって森林を放置するということも当たらないと考えております。さらに、三兆八千億の累積債務について、その七割に当たる二兆八千億を一般会計に継承すること等により本格的処理を行います。これらによりまして、国民に期待される国有林

野事業の使命達成に努めてまいる所存でございます。

次に、国有林野事業特別会計の債務の返済についてのお尋ねでございますが、今後五十年間の国有林野事業の長期収支については、資源の状況から今後収支は着実に増加していくと見込まれること、木材価格はこれまでの価格動向を踏まえること、今後とも横ばい傾向で推移すると見込まれること、土地等の売り払いについては、これまでの売り払い動向等を踏まえて手がたく見込むことなどの前提のもとに試算した結果、今後五十年間で約一兆円の剰余が見込まれると計算をしております。

こうした結果を踏まえ、約一兆円の債務の利子について一般会計からの繰り入れを行うことにより、債務の累増を防止した上で、国民に期待される国有林野の管理経営を行いながら、五十年間で債務は円滑かつ確実に処理できるものと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一より日程第七までの国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件七件(いずれも衆議院送付を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。労働・社会政策委員長吉岡吉典君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉岡吉典君登壇、拍手〕

○吉岡吉典君 ただいま議題となりました国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全通信労働組合関係)外六件につきまして、労働・社会政策委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これら七件は、郵政省及び林野庁所屬の国営企業労働関係法上の職員の基準内賃金を、平成十年四月一日以降、一人当たり同日現在における基準内賃金の〇・五％相当額に、五百七十円を加えた額の原資をもって引き上げること等を内容とする中央労働委員会の規定の実施について、国会の議決を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、これら七件はいずれも全会一致をもって中央労働委員会の規定のとおり実施することを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより七件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも中央労働委員会の規定のとおり実施することを承認すべきものとするのであります。

七件をいずれも委員長報告のとおり決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七

賛成 二百三十七

反対 〇

よって、七件は全会一致をもって委員長報告のとおり議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) これにて休憩いたします。

午後一時三十分休憩

日本国憲法第百一十條の二の二項の改正に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、地方自治法第五十八條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件及び一般行政に關する法律案の承認等に伴ひ必要な財政上の確保に關する法律案(急ぎ説明) 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全通信労働組合関係)外六件

午後二時六分開議

○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、會議を開きます。

この際、会期延長の件についてお諮りいたします。

議長は、会期の延長について議院運営委員会に諮りましたところ、会期を来る十六日まで九日間延長すべきであるとの決定がございました。

会期を九日間延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、会期は九日間延長することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

出席者は左のとおり。

議員

議長 齋藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

鶴保 廣介君 弘友 和夫君
魚住 裕一郎君 山崎 力君
入澤 肇君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 菅川 健二君
岩瀬 良三君 高橋 令則君
阿曾 清君 沢 たまき君
大森 礼子君 山本 保君
齊藤 滋宣君 渡辺 秀央君
月原 茂雄君 加藤 修一君
高野 博雄君 松 あきら君
益田 洋介君 長谷川 道郎君
橋本 聖子君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 海野 義孝君
但馬 久美君 山下 栄一君
荒木 清寛君 中原 爽君
常田 享祥君 泉 信也君

田村 秀昭君 日笠 勝之君
風間 純君 木庭 健太郎君
森本 晃司君 須藤 良太郎君
田中 直紀君 星野 朋市君
扇 千景君 統 訓弘君
浜四津 敏子君 鶴岡 洋君
白浜 一良君 浜田 卓二郎君
鎌田 要人君 鹿熊 安正君
尾辻 秀久君 水野 誠一君
北岡 秀二君 武見 敬三君
中島 眞人君 龜谷 博昭君
奥村 展三君 堂本 暁子君
中川 義雄君 仲道 俊哉君
日出 英輔君 森下 博之君
佐々木 知子君 岸 宏一君
久野 恒一君 鈴木 政二君
木村 仁君 駒 浩君
畑 恵君 平田 耕一君
林 芳正君 長峯 基君
山本 一太君 上野 公成君
岩井 國臣君 田浦 直君
田村 公平君 末広 まきこ君
国井 正幸君 依田 智治君
依田 智治君 佐藤 泰三君
佐藤 泰三君 狩野 安君
河本 英典君 成瀬 守重君
成瀬 守重君 石渡 清元君
石渡 清元君 上杉 光弘君
竹山 裕君 井上 吉夫君
吉川 芳男君 中曾 根弘文君
阿部 正俊君 高橋 紀世子君
森山 裕君 森山 俊夫君

山下 善彦君 脇 雅史君
三浦 一水君 龜井 郁夫君
加納 時男君 岩城 光英君
阿南 一成君 田名 部匡省君
金田 勝年君 松村 龍二君
鈴木 正孝君 塩崎 恭久君
大野 つや子君 水島 裕君
岩永 浩美君 市川 一朗君
大島 慶久君 岡 利定君
太田 豊秋君 加藤 紀文君
釜本 邦茂君 景山 俊太郎君
海老原 義彦君 吉村 剛太郎君
片山 虎之助君 鴻池 祥肇君
清水 嘉与子君 南野 知恵子君
服部 三男雄君 矢野 哲朗君
山崎 正昭君 井上 裕君
岩崎 純三君 村上 正邦君
倉田 寛之君 石井 道子君
陣内 孝雄君 久世 公亮君
海野 徹君 木俣 佳文君
浅尾 慶一郎君 内藤 正光君
福山 哲郎君 中村 敦夫君
岩本 莊太郎君 櫻井 充君
郡司 彰君 佐藤 雄平君
小宮 山洋子君 椎名 素夫君
松岡 満壽男君 藤井 俊男君
高嶋 良充君 本田 良一君
松崎 俊久君 齋藤 勲君
朝日 俊弘君 和田 洋子君
伊藤 基隆君 小山 峰男君
小林 元君 石田 美栄君
直嶋 正行君 峰崎 直樹君
江本 孟紀君 堀 利和君
今井 澄君 長谷川 清君
川橋 幸子君 佐藤 泰介君
興石 東君 寺崎 昭久君
今泉 昭君 薬科 満治君

岡崎 トミ子君 笹野 貞子君
山下 八洲夫君 江田 五月君
千葉 景子君 北澤 俊美君
角田 義一君 足立 良平君
本岡 昭次君 久保 亘君
吉田 之久君 谷林 正昭君
西川 きよし君 小池 晃君
宮本 岳志君 福島 瑞穂君
小川 敏夫君 畑野 君枝君
小泉 親司君 照屋 寛徳君
大脇 雅子君 小川 勝也君
石井 一二君 八田 ひろ子君
富樫 練三君 日下部 禮代子君
谷本 巍君 円 より子君
佐藤 道夫君 大沢 辰美君
井上 美代君 阿部 幸代君
須藤 美也子君 清水 澄子君
三重 野栄子君 柳田 稔君
篠瀬 進君 岩佐 恵美君
林 紀子君 西山 登紀子君
緒方 靖夫君 大淵 桐子君
竹村 泰子君 勝木 健司君
笠井 亮君 吉川 春子君
山下 芳生君 測上 貞雄君
山本 正和君 松前 達郎君
広中 和歌子君 吉岡 吉典君
市田 忠義君 筆坂 秀世君
橋本 敦君 立木 洋君
田 英夫君 村沢 牧君
梶原 敬義君

国務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
農林水産大臣 中川 昭一君
運輸大臣 川崎 二郎君
郵政大臣 野田 聖子君
労働大臣 甘利 明君

政府委員

大蔵省主計局次
長 寺澤 辰麿君
林野庁長官 山本 徹君
運輸省鉄道局長 小幡 政人君

議長の報告事項

一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政・警察委員

辞任

谷林 正昭君

補欠

小宮山洋子君

労働・社会政策委員

辞任

小宮山洋子君

補欠

谷林 正昭君

議院運営委員

辞任

齋藤 勤君

補欠

高嶋 良充君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

浅尾慶一郎君

補欠

柳田 稔君

角田 義一君

内藤 正光君

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。
日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会

委員長 中曾根弘文君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会

理事 加藤 紀文君

理事 鈴木 正孝君

理事 成瀬 守重君

理事 川橋 幸子君

理事 寺崎 昭久君

理事 魚住裕一郎君

理事 宮本 岳志君

同日議長は、次の議員提出案を金融問題及び経済活性化に関する特別委員会に付託した。
金融機能の正常化に関する特別措置法案(筆坂秀世君外一名発議)(参第一号)

預金保険法の一部を改正する法律案(筆坂秀世君外一名発議)(参第二号)

金融監督委員会設置法案(筆坂秀世君外一名発議)(参第三号)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案(筆坂秀世君外一名発議)(参第四号)

同日議長は、次の衆議院提出案を金融問題及び経済活性化に関する特別委員会に付託した。
債権管理回収業に関する特別措置法案(衆第一号)

金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(衆第一号)

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(衆第二号)

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(衆第四号)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(衆第五号)

金融再生委員会設置法案(衆第六号)

預金保険法の一部を改正する法律案(衆第七号)

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆第八号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。
一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法律第五号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法律第六号)

総務委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法律第八号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法律第九号)

法務委員会に付託

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法律第七号)

外交・防衛委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
金融機能の正常化に関する特別措置法案(筆坂秀世君外一名発議)

預金保険法の一部を改正する法律案(筆坂秀世君外一名発議)

金融監督委員会設置法案(筆坂秀世君外一名発議)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案(筆坂秀世君外一名発議)

同日本院は、科学技術会議議員に前田勝之助君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、宇宙開発委員会委員に澤田茂生君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国会等移転審議会委員に新井明君、石井進君、石井威望君、石井幹子君、石原信雄君、宇野收君、海老沢勝二君、下河辺淳君、寺田千代乃君、中村桂子君、中村英夫君、野崎幸雄君、濱中昭一郎君、堀江湛君、牧野洋一君、溝上恵君、宮島洋君、森田君及び鷲尾悦也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に伊藤卓雄君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に深澤道子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公安審査委員会委員に大川隆康君及び山崎惠美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に大堀太千男君、佐々木建成君及び龍田あゆみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に岩男寿美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に須田寛君、宮崎満君及び八島俊章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央労働委員会委員に磯部力君、今野浩一郎君、岡部晃三君、落合誠一君、小野旭君、菊池信男君、菅野和夫君、諏訪康雄君、谷口隆志君、西田典之君、花見忠君、横溝正子君及び若菜允子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

江田 五月君

補欠

千葉 景子君

法務委員

辞任

千葉 景子君

補欠

江田 五月君

地方行政・警察委員

辞任

小宮山洋子君

補欠

谷林 正昭君

労働・社会政策委員

辞任

谷林 正昭君

補欠

小宮山洋子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

内藤 正光君

補欠

角田 義一君

平成十年十月七日 参議院會議録第十四号

議長の報告事項 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係) 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係) 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

柳田 稔君 浅尾慶一郎君
池田 幹幸君 橋本 敦君
村沢 牧君 大洲 桐子君
同日議員から次の議案が提出された。
国民経済の活性化に資するための商品券の支給
に関する緊急措置法案(浜四津敏子君外二名発
議)(参議第七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
森林法等の一部を改正する法律案(第四百十二
回国会閣法第七八号、衆議院議決審査)
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づ
き、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置
に關し承認を求めるの件(第四百十二回国会閣
承認第二号、衆議院議決審査)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ
て議長は即日これを労働・社会政策委員会に付託
した。
国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基
づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組
合関係)(閣議第一号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基
づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政勞
働組合関係)(閣議第二号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基
づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働
組合関係)(閣議第三号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基
づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組
合関係)(閣議第四号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基
づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組
合関係)(閣議第五号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基
づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働
組合関係)(閣議第六号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)
国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基
づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働
組合関係)(閣議第七号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す
る法律案(第四百十二回国会閣法第四六号、衆
議院議決審査)

平成10年6月24日
平成10年仲裁裁定(国)第1号
(全通信労働組合関係)

平成10年仲裁裁定(国)第1号

仲裁裁定書
中央労働委員会

関係当事者
東京都文京区後楽1丁目2番7号
全通信労働組合

中央執行委員長 高頭 進

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
郵政大臣 自見庄三郎

平成10年4月13日全通信労働組合(以下「組合」という。)から調停申請があり、5月13日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の国営企業労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額2,070円の原資をもって引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均13,000円の引上げと標準労働者(高卒35歳・勤続17年)の基準内賃金を298,000円にすることを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を588円(定期昇給分を含め6,323円)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員長見解として「0.51%+570円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会の決議によって紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、国営企業の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金との関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によってみると、その平成9年度平均の上昇率は2.0%であり、本年3月の対前年同月上昇率は2.2%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年、人事院勧告に基づき1.02%程度の給与改定が実施されたことに留意した。

なお、労働者側は、人事院勧告による賃上げ率と仲裁裁定による賃上げ率は、長年にわたり人事院勧告の賃上げ率が上回り格差が累積しているなどとして、その解消を主張したのに対し、使用者側は、国営企業の職員と国家公務員では、給与の決定方式等が異なり、直ちに格差があると判断することは困難であるが、概ね均衡が図られていると判断しているなどと主張した。委員会は、これについて種々の角度から検討した結果、格別の措置を必要としないものと認めた。

(3) 民間賃金との関係については、労働者側は、官民格差は依然として存在しており、その解消を図るため、中期的視点に立って改善措置を講じるよう主張した。これに対し、使用者側は、賃金水準については、民間の賃金と概ね均衡がとれているものと考えて、と主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較については、昨年と同様に、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイルズ方式により、平成9年度賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差は無いものと認めた。

(4) 今期の民間における賃金引上げの状況については、労働者側は、個別賃金方式への移行が、年々、増加していること等の状況にあり、平均賃上げ状況を正確に把握するとともに、個別賃上げ状況も考慮するよう主張した。

委員会は、紛争の解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間主要企業の動向を慎重に検討した結果、その賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め2.6%台の前半になるものと推定した。また、中小企業の賃金引上げの動向などについても検討した。

(5) 委員会は、以上のほか、国営企業の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、業績手当等によって調整する方法があり、国営企業の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、国営企業の職員の基準内賃金については、民間賃金の動向を基本に、以上のような諸条件を総合的に勘案して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

なお、組合の標準労働者(高卒35歳・勤続17年)の基準内賃金の引上げ要求については、配分の問題として処理し、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、引き続き労使において検討することを期待する。

4 主文の原資の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、郵政事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、今後とも労使関係の安定に努めるとともに、一層の企業経営の合理化、経費の削減及び生産性の向上のために格段の努力を払い、もって広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要望する。

平成10年6月24日
中央労働委員会
全通平成10年度新賃金仲裁委員会

委員長 山口 俊夫
委員 神代 和俊
委員 山口浩一郎
委員 谷口 隆志
委員 今野浩一郎

事由

一 平成十年二月二十四日全通信労働組合(以下「組合」という。)は、平成十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、平成十年四月十三日組合の申請により中央労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月二十四日仲裁裁定(平成十年(国)第一号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、国営企業労働関係法第十六条第一項に該するものと認められる。

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全日本郵政労働組合関係)

右件は本院において中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。

よってこれを送付する。

平成十年十月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全日本郵政労働組合関係)

中央労働委員会の別紙裁定について、国営企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

平成10年 6月24日
平成10年仲裁裁定(国)第2号
(全日本郵政労働組合関係)

平成10年仲裁裁定(国)第2号

仲裁裁定書
中央労働委員会
裁定

関係当事者

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目20番6号

全日本郵政労働組合

中央執行委員長 井澤 信章

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

郵政大臣 自見庄三郎

平成10年 4月13日全日本郵政労働組合(以下「組合」という。)から調停申請があり、5月13日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の国営企業労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、平成10年 4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額2,070円を原資をもって引き上げること。

理由

- 1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均9,000円(定期昇給分を除く)の引上げを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を588円(定期昇給分を含め6,323円)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員見解として「0.51%+570円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会が仲裁により紛争の処理は仲裁に移された。
- 2 委員会、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、国営企業の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。
- (1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によってみると、その平成9年度平均の上昇率は2.0%であり、本年3月の対前年同月上昇率は2.2%であった。
- (2) 国家公務員給与との関係については、昨年、人事院勧告に基づき1.02%程度の給与改定が実施されたことに留意した。
- (3) 民間賃金との関係については、労働者側は、官民格差は依然として存在しており、その解消を図るため、中期的視点に立って改善措置を講じるよう主張した。これに対し、使用者側は、賃金水準については、民間の賃金と概ね均衡がとれているものと考え、と主張した。
- 委員会、民間の賃金水準との比較については、昨年と同様に、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイルズ方式により、平成9年度賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差は無いものと認めた。
- (4) 今期の民間における賃金引上げの状況については、労働者側は、個別賃金方式への移行が、年々増加していること等の状況にあり、平均賃上げ状況を正確に把握するとともに、個別賃上げ状況も考慮するよう主張した。
- 委員会は、紛争の解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間主要企業の動向を慎重に検討した結果、その賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め2.6%台の前半になるものと推定した。また、中小企業の賃金引上げの動向などについても検討した。
- (5) 委員会は、以上のほか、国営企業の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、業績手当等によって調整する方法があり、国営企業の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。
- 3 委員会は、国営企業の職員の基準内賃金については、民間賃金の動向を基本に、以上のような諸条件を総合的に勘案して決定することが妥当であると判断した。
- したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員見解の内容を特に改める必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。
- 4 主文の原資の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、郵政事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、今後とも労使関係の安定に努めるとともに、一層の企業経営の合理化、経費の節減及び生産性の向上のために格段の努力を払い、もって広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

平成10年6月24日

中央労働委員会

全郵政平成10年度新賃金仲裁委員会

委員長	山口 俊夫
委員	榎代 和俊
委員	山口浩一郎
委員	谷口 隆志
委員	今野浩一郎

事 由

一 平成十年二月十九日全日本郵政労働組合(以下「組合」という。)は、平成十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、平成十年四月十三日組合の申請により中央労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月二十四日仲裁裁定(平成十年(国)第二号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、国営企業労働関係法第十八条第一項に該当するものと認められる。

国営企業労働関係法第十八条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)

右件は本院において中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よってこれを交付する。

平成十年十月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗蔵

国営企業労働関係法第十八条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)
中央労働委員会の別紙裁定について、国営企業労働関係法第十八条第二項の規定により、国会の議決を求める。

平成10年6月24日
平成10年仲裁裁定(国)第9号
(郵政産業労働組合関係)

仲裁裁定書

中央労働委員会

平成10年仲裁裁定(国)第9号

裁 定

関係当事者

東京都豊島区上池袋2丁目34番2号

郵政産業労働組合

中央執行委員長 中村 敏彦

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

郵政大臣 自見庄三郎

平成10年4月14日郵政産業労働組合(以下「組合」という。)から調停申請があり、5月18日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の国営企業労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、平成10年4月1日以後、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額2,070円を原資をもって引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が35歳・標準労働者の基準内賃金を46,500円引き上げすることを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を588円(定期昇給分を含め6,323円)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員見解として「0.51%+570円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月18日、中央労働委員会によって紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、国営企業の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金との関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によってみると、その平成9年度平均の上昇率は2.0%であり、本年3月の対前年同月上昇率は2.2%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年、人事院勧告に基づき1.02%程度の給与改定が実施されたことに留意した。

なお、労働者は、35歳・標準労働者他各年齢ポイントの基準内賃金で、国家公務員との間に大きな格差があるとして、その是正を主張したのに対し、使用者側は、概ね均衡が図られていると判断しているなどと主張した。委員会は、これについて種々の角度から検討した結果、格別の措置を必要としないものと認めた。

委員長	山口 俊夫
委員	神代 和俊
委員	山口 浩一郎
委員	谷口 隆志
委員	今野浩一郎

労働・社会政策委員長 吉岡 吉典
参議院議長 斎藤 十朗殿

中央労働委員会の別紙裁定について、国営企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全林野労働組合関係「定員内職員の増減」)
国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全林野労働組合関係「定員内職員の増減」)
国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全林野労働組合関係「定員内職員の増減」)
国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全林野労働組合関係「定員内職員の増減」)

事由

一 平成十年二月二十七日全林野労働組合(以下「組合」という)は、平成十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、平成十年四月十三日組合の申請により中央労働委員会への調停段階に入り、更に同年五月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月二十四日仲裁裁定(平成十年(国)第三号)を行った。

二 右裁定の実施については、国有林野事業の改革のための特別措置法案及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案が国会において審議中であり、現段階においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、国営企業労働関係法第十八条第一項に該するものと認められる。

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)
右件は本院において中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。
よってこれを送付する。
平成十年十月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)
中央労働委員会の別紙裁定について、国営企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

平成10年6月24日
平成10年仲裁裁定(国)第4号
(全林野労働組合関係―基―)

仲裁裁定書
中央労働委員会
平成10年仲裁裁定(国)第4号

関係当事者
東京都文京区大塚3丁目28番7号
全林野労働組合
中央執行委員長 吾妻 實
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
林野庁長官 高橋 勲

平成10年4月13日全林野労働組合(以下「組合」という)から調停申請があり、5月13日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

林野庁所属の国営企業労働関係法上の職員のうち基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員の基準

内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、月額2,219円の原資をもって引き上げること。

理由

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者(基幹作業職員1級・35歳・勤続17年)の基準内賃金を289,100円とし、これを基準に基本給表及び基本賃金表を改善することを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を月額847円(基幹作業職員以外の者については日給制による)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員長見解として月額2,219円の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき標準案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会の決議によって紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、国営企業の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金との関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。この結果、主文に掲げる職員の賃金引上げについては、その雇用の形態にしたがって調整した基準内賃金に基づき、定員内職員に係る賃金引上げ額の原資の算定方法と同一の方法により算定した原資をもって行うことが妥当であると判断した。

したがって、委員会、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

3 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、主文では触れなかったが、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

4 主文の原資の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性並びに企業経営の厳しい現状を十分認識し、労使関係の安定に努めるとともに、徹底した経営の改善合理化のために格段の努力を払い、もって広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要望する。

平成10年6月24日
中央労働委員会
全林野平成10年度基幹作業職員等
新賃金仲裁委員会

委員長 山口 俊夫
委員 神代 和俊
委員 山崎 浩一郎
委員 谷口 隆志
委員 今野浩一郎

事由

一 平成十年二月二十七日全林野労働組合(以下「組合」という)は、平成十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、平成十年四月十三日組合の申請により中央労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月二十四日仲裁裁定(平成十年(国)第四号)を行った。

一 右裁定の実施については、国有林野事業の改革のための特別措置法案及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案が国会において審議中であり、現段階においては、予算上困難であることは断定できないので、本裁定は、国営企業労働関係法第十六条第一項に該当するものとして認めらる。

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員」)

右件は本院において中央労働委員会の裁定とあり実施することを承認した。

よってこれを送付する。

平成十年十月六日

衆議院議長 伊藤 一郎
参議院議長 斎藤 十朗藏

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員」)

中央労働委員会の別紙裁定について、国営企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

平成十年6月24日
平成十年仲裁裁定(国)第5号
(日本林業労働組合関係)

平成十年仲裁裁定(国)第5号

仲裁裁定書
中央労働委員会

関係当事者
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
日本林業労働組合
中央執行委員長 池上 功
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
林野庁長官 高橋 兼

平成十年4月13日日本林業労働組合(以下「組合」という)から調停申請があり、5月13日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成十年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文
林野庁所属の国営企業労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる

者を除く。)のうち定員内職員の基準内賃金を、平成十年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額2,281円の原因をもって引き上げること。

理由

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者(高卒直種採用・普通職・35歳・勤続17年)の基準内賃金(扶養手当を除く)を288,200円とすることなどを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を671円(定期昇給分を含め6,510円)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員長見解として「0.51%+570円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会の決議によって紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、国営企業の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金との関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によってみると、その平成9年度平均の上昇率は2.0%であり、本年3月の対前年同月上昇率は2.2%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年、人事院勧告に基づき1.02%程度の給与改定が実施されたことに留意した。

なお、労働者側は、人事院勧告による賃上げ率と仲裁裁定による賃上げ率は、長年にわたり人事院勧告の賃上げ率が上回り格差が累積しているなどとして、その解消を主張したのに対し、使用者側は、国営企業の職員と国家公務員では、給与の決定方式等が異なり、直ちに格差があると判断することは困難であるなど主張した。委員会は、これについて種々の角度から検討した結果、格別の措置を必要としないものと認めた。

(3) 民間賃金との関係については、労働者側は、官民格差は依然として存在しており、その解消を図るため、中期的視点に立って改善措置を講じるよう主張した。これに対し、使用者側は、賃金水準については、民間の賃金水準と概ね均衡がとれているものと考え、と主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較については、昨年と同様に、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイルズ方式により、平成9年度賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差は無いものと認めた。

(4) 今期の民間における賃金引上げの状況については、労働者側は、個別賃金方式への移行が、年々、増加していること等の状況にあり、平均賃上げ状況を正確に把握するとともに、個別賃上げ状況も考慮するよう主張した。

委員会は、紛争の解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間主要企業の動向を慎重に検討した結果、その賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め2.6%台の前半になるものと推定した。また、中小企業の賃金引上げの動向などについても検討した。

(5) 委員会は、以上のほか、国営企業の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、業績手当等によって関

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者(基幹作業職員1級・35歳・勤続17年)の基準内賃金(扶養手当を除く)を261,100円とすることなどを要求したのでに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を月額647円(基幹作業職員以外の者については日給制による。)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員長見解として月額2,219円の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会の決議によって紛争の処理は仲裁に移された。

際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間資金水準との比較及び今期の民間における資金引上げの状況のほか、経費状況と資金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。この結果、主文に掲げる委員の資金引上げについては、その運用の形態にしたがって調整した基準内資金に基づき、定員内職員に係る資金引上げ額の原資の算定方法と同一の方法により算定した原資をもって行うことが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

3 いわゆる標準労働者方式による資金引上げに関する問題については、主文では述べなかったが、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを附帯する。

なお、労働者側は、扶養手当の改善についても調整を求めたが、委員会は、これは標準内資金に該当するものであり、配分上の問題として処理することが妥当であると判断した。

4 主文の原資の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要並びに企業経営の新しい現状を十分認識し、労使関係の安定に努めるとともに、徹底した経営の改善合理化のために格段の努力を払い、もって広く国民一般の期待に応えるよう強く要請する。

8 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

平成10年8月24日

中央労働委員会

日本労働10年度調整作業員会
新 資 金 仲 裁 委 員 会

委員 山口 俊夫
委員 坂本 龍雄
委員 山口 龍雄
委員 山口 龍雄
委員 山口 龍雄
委員 今野 龍雄

事 由

一 平成十年二月二十五日日本林業労働組合(以下「組合」という。)は、平成十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、平成十年四月十三日組合の申請により中央労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月二十四日仲裁裁定

(平成十年(国)第六号)を行った。

二 右裁定の実施については、国有林野事業の改革のための特別措置法案及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案が国会において審議中であり、現段階においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、国営企業労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

投票者氏名

日程第一 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(衆議院送付)

日程第二 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(衆議院送付)

日程第三 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)(衆議院送付)

日程第四 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))(衆議院送付)

日程第五 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(基幹作業員、常用作業員及び定期作業員))(衆議院送付)

日程第六 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係(定員内職員))(衆議院送付)

日程第七 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係(基幹作業員、常用作業員及び定期作業員))(衆議院送付)

賛成者氏名
阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 井上 裕君
石井 道子君 石川 弘君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 片山虎之助君

一三七名

金田 勝年君

鎌田 要人君

亀谷 博昭君

木村 仁君

北岡 秀二君

久野 恒一君

倉田 寛之君

佐々木知子君

佐藤 泰三君

坂野 重信君

塩崎 恭久君

須藤良太郎君

鈴木 政二君

田浦 直君

田村 公平君

武見 敬三君

常田 享詳君

中島 真人君

中原 爽君

長峯 基君

西田 吉宏君

野間 超君

長谷川道郎君

馳 浩君

服部三男雄君

日出 英輔君

真鍋 賢二君

三浦 一水君

溝手 顕正君

森下 博之君

森山 裕君

山内 俊夫君

山下 善彦君

依田 智治君

吉村剛太郎君

脇 雅史君

浅尾慶一郎君

伊藤 基隆君

今井 澄君

釜本 邦茂君

亀井 郁夫君

河本 英典君

岸 宏一君

久世 公義君

国井 正幸君

鴻池 祥肇君

佐藤 昭郎君

齊藤 滋宣君

清水嘉子君

陣内 孝雄君

末広まきこ君

鈴木 正孝君

田中 直紀君

竹山 裕君

谷川 秀善君

中川 義雄君

中曾根弘文君

仲道 俊哉君

成瀬 守重君

野沢 太三君

南野知恵子君

橋本 聖子君

畑 恵君

林 芳正君

平田 耕一君

松村 龍二君

水島 裕君

村上 正邦君

森田 次夫君

矢野 哲朗君

山崎 正昭君

山本 一太君

吉川 芳男君

若林 正俊君

足立 良平君

朝日 俊弘君

石田 美栄君

今泉 昭君

立木	小泉	笠井	岩佐	井上	渡辺	山下	松	福本	日笠	浜田卓二	統	高野	沢	風間	大森	魚住裕一	藻科	吉田	柳田	本岡	円	堀	松崎	松崎	堀	福山	長谷川	内藤	角田	谷林	高嶋	櫻井	佐藤	奥石	小宮山	郡司	北澤	川橋	岡崎トミ子	小川	江田
洋君	親司君	亮君	恵美君	美代君	孝男君	栄一君	あきら君	潤一君	勝之君	勝二郎君	訓弘君	博師君	たまき君	昶君	礼子君	裕一郎君	満治君	之久君	稔君	昭次君	より子君	俊久君	俊久君	利和君	哲郎君	清君	正光君	義一君	正昭君	良充君	充君	雄平君	東君	洋子君	彰君	俊美君	幸子君	トミ子君	勝也君	五月君	
富樫	須藤美也子	小池	大沢	市田	阿部	山本	森本	益田	弘友	浜四津敏子	鶴岡	但馬	白浜	木庭健太郎	加藤	海野	荒木	和田	山下八洲夫	桑瀬	峰崎	松前	本田	藤井	廣中和歌子	直嶋	寺崎	千葉	竹村	笹野	齋藤	佐藤	小山	小林	久保	木俣	勝木	小川	江本		
練三君	也子君	晃君	辰美君	忠義君	幸代君	保君	晃司君	洋介君	和夫君	敏子君	洋君	良君	一良君	修一君	義孝君	清寛君	洋子君	進君	直樹君	達郎君	良一君	俊男君	正行君	久久君	景子君	泰子君	貞子君	勁君	泰介君	峰男君	元君	亘君	佳文君	健司君	敏夫君	孟紀君					

西山登紀子君	煙野 君枝君	林 紀子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	大淵 絹子君	梶原 敬義君	清水 澄子君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	三重野栄子君	山本 正和君	泉 信也君	扇 千景君	高橋 令則君	鶴保 康介君	平野 貞夫君	渡辺 秀央君	佐藤 道夫君	奥村 展三君	水野 誠一君	山崎 力君	海野 徹君	菅野 久光君	高橋紀世子君	松岡満壽男君
橋本 敦君	八田ひろ子君	筆坂 秀世君	山下 芳生君	吉川 春子君	大淵 雅子君	日下部博代子君	谷本 嶺君	田 英夫君	阿曾田 清君	入澤 肇君	田村 秀昭君	月原 茂昭君	戸田 邦司君	星野 朋市君	石井 一二君	西川きよし君	堂本 曉子君	岩瀬 良三君	岩本 莊太君	椎名 素夫君	田名部匡省君	中村 敦夫君			

反対者氏名

○名

環境汚染物質排出・移動登録制度(P.R.T.R.)
に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十年九月十七日

参議院議長 斎藤 十朗殿

福本 潤一

環境汚染物質排出・移動登録制度(P.R.T.R.)に関する質問主意書

化学物質による環境汚染問題、すなわち、ダイオキシン類、廃PCBの処理問題として内分秘攪乱化学物質等が、重大な社会問題となっている。世界中で、約一〇万ともいわれる化学物質が氾濫しているが、危険と判断される物質も少ない代わり、安全とされるものも少ない。そこで、これらの物質の環境リスクを評価して、どのように管理し、安全を確保していくかが、我が国のみならず、世界的な課題となっている。

ブラジルの地球サミットでは、アジェンダ21第一九章で、有害化学物質の適正管理に関する行動計画が定められた。この流れの中で、OECDは、P.R.T.R.による化学物質管理の有用性に鑑み、加盟国に制度化を要請し、一九九九年に取り組み状況の報告を求めることとしている。我が国においても、環境庁が、この要請を受け、九六年から二地城においてモデル事業を実施し、その結果を基に中央環境審議会に諮問し、法制化に向けた審議を開始する一方、通商産業省は、昨年から化学品審議会での検討を開始し、九月に中間報告を出し、今臨時国会に法案を提出する意向が報じられた。

P.R.T.R.が、化学物質の排出・移動量を登録させることによって、種類、量、事業所を把握し、それを公表することが排出抑制につながることを目的とする制度である以上、法制化としても、この目的に的確に應えるものでなければならぬ。また、通産省、環境庁という行政のみのいわば密室で法案作成を行うのではなく、この制度の享受者である国民が、制度構築に参加し得る仕組みを構築し、行政、事業者、学者とともに審議を重ねて結論を得て、これを行うことが、OECDの勧告の趣旨にもかなうものである。

そこで、次のことを質問する。
1、P.R.T.R.は法制化する過程が最も重要であり、かつ、この制度が二十一世紀の化学物質に

よる環境汚染防止の柱となるべきものであるとの認識にたつて、十分な検討を重ねる必要があると考えるが、

① どのような制度にするかについては、行政、事業者、学者、国民が対等に議論できる場を設け、合意形成をしなければならぬと思うが、どのような場を設けるつもりなのか。

② 諸外国では、この制度は、我が国の環境庁に相当する行政庁が専管するのが通例となっているが、我が国は、どうするのか。

③ 対象について、化学物質を使用する工場のみでは効果が薄いので、将来は、小規模事業所を含めたものとすべきだと思ふがどうか。また、化学物質を生産する過程まで踏み込んでいく必要があると思うが、政府の見解を明らかにされたい。

④ 登録される化学物質の数をどの程度と考えるのか。

⑤ P.R.T.R.の法制化のためには、ハザードアセスメントの仕組みを検討しなければならぬが、どのように検討しているのか。また、環境庁と通産省との連携は具体的にどのような行っているのか。

⑥ さらに、ハザードアセスメントを行う場合、行政、事業者、学者、国民が対等に議論できる場が求められてくるが、どのような場を設定して合意形成を行おうとしていくつもりなのか。

2、今ひとつ制度の根幹をなすものは、収集されたデータの公開である。

① 環境庁のモデル事業の結果及び諸外国の例においても収集されたデータで企業秘密に抵触するものはほとんどなかったと聞いているが、事実を確認したい。

② 情報公開の程度は、国によってさまざまであるが、行政が情報を独占して環境リスク対策に役立てるだけでは効果の薄いものとなる

る。この制度の効果として、国民が情報を利用していくことが化学物質排出量削減につながることはよく知られているので、個別事業所の情報に市民がアクセスできる方法及び専門家でもなくても情報が利用できるような形で提供することが確保されなければならないと思うがどうか。

3、企業が懸念しているのは、情報公開、国民の反応である。諸外国では、情報公開を行い、積極的に周辺住民と対話していくことが、企業の信頼性を増す結果となることが認識されているが、我が国において企業が国民、特に周辺住民とのリスクコミュニケーションを進めていく上で行政としては、どのように支援するのか。

4、この制度は、柔軟性をもったものとするのも求められている。対象物質の追加、入れ替え等制度を機動的に見直していけるようにすることも必要となるが、どのような仕組みを考えているのか。

5、この制度は、化学物質管理の手段という位置づけをも持つものである。この成果を、今後、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の各環境媒体における汚染規制基準や対策に応用し、効果的な環境リスク対策につなげていかなければならないと思うがどうか。

平成十年十月六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員堀本潤一君提出環境汚染物質排出・移動登録制度(P.R.T.R.)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員堀本潤一君提出環境汚染物質排出・移動登録制度(P.R.T.R.)に関する質問に対する答弁書

1の①について

御指摘の「環境汚染物質排出・移動登録制度」

平成十年十月七日 参議院会議録第十四号 質問主意書及び答弁書

(以下「P.R.T.R.という。に)に係る法制度の検討に当たっては、広く関係者の合意形成を行う必要があるとの認識の下、これまで、事業者、学者、消費者団体の役員等、様々な立場の委員から構成されている審議会での審議、国民からの意見の聴取等により合意形成を図ってきたところであるが、今後とも、広く関係者の合意形成を図ってまいりたい。

1の②について

いずれの省庁の所管にするのかを含め、P.R.T.R.に係る法制度の在り方については、現在、関係者省庁間で検討しているところである。

1の③について

P.R.T.R.はできるだけ広範な事業所を対象とすることが重要であると考えているが、一方で、小規模事業所については、その負担能力、制度の費用対効果を考慮する必要があるため、どの程度の規模の事業所までを対象とするかについては、諸外国においても一定規模以上の事業所を対象としていることも勘案しつつ、検討を進めているところである。なお、対象事業所以外からのP.R.T.R.の対象となる化学物質の排出量等については、行政が推計することにより把握することを考えている。

また、化学物質を製造する事業所もP.R.T.R.の対象とすることを考えている。

1の④について

いかなる化学物質をP.R.T.R.の対象とすべきかについては、現在、検討しているところである。

1の⑤及び⑥について

P.R.T.R.の法制度化のためには、対象とすべき化学物質の選定に係る有害性の評価の基準、方法等の仕組みを定める必要があると考えているが、その仕組みについては、今後、関係省庁間で密接に連絡を取り合うなどして検討してまいりたい。

また、P.R.T.R.の対象とすべき化学物質の選定に際して、いかなる者からいかなる方法に

よって意見を聴取するかについても、今後、関係省庁間で検討してまいりたい。

2の①について

環境庁の行ったP.R.T.R.パイロット事業への参加事業者に対するアンケート調査の結果によれば、環境庁に報告した情報の中に企業秘密が含まれているとした事業者の回答は、五百六十六件中、五十九件であった。

また、諸外国の千九百九十五年(平成七年)の実績について、現時点では米国及びカナダの実績について承知しているところ、米国においては、約七万三千件中、政府によって企業秘密が含まれていると認められたのは十三件、カナダにおいては、約千八百件中、政府によって企業秘密が含まれていると認められたのは八件であったと報告されている。

2の②について

国民が個別事業所のP.R.T.R.に係る情報を入力できる方法及び専門家以外の者もP.R.T.R.に係る情報を容易に利用できる方法の検討が必要と考えている。

3について

化学物質に係る事業者、国民等の関係者の共通の理解と協力を促進するため、関係者間の情報の交流と意見の交換を図るための手法の開発、化学物質に関する情報を提供するためのデータベースの整備等の支援が必要と考えている。

4について

P.R.T.R.の対象となる化学物質の見直しを科学的知見の充実等に応じて適切に行うことができるような制度を検討してまいりたい。

5について

大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく施策等環境の保全に関する効果的な施策の推進にP.R.T.R.の成果を活用することを検討することとは重要と考えている。

第百四十二回国会参議院会議録追録中正誤

三十一ページ三段末行の「IJR」は、「JR」とするはすの誤り。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第四号の発送は都合により後日となるため、第十四号を先に発送しました。)

発行所
〒一〇五
二番四号
大蔵省印刷局
東京都港区虎ノ門二丁目

電 話
03
(3587)
4284

定 価

(本体) 本号一部
送料 〇〇五円
別 〇〇五円
別